

- を擧げて反對すること。
- 二、合同反對闘争同盟を組織すること、
 - 三、各工場毎に従業員大會を開催すること、
 - 四、上京委員を各工場毎に選出すること
但し先發隊として三名（幸義和知、渡邊仁、黒田又藏）
を決定一月二十六日夜出發せしむ、
 - 五、運動資金として各自拾錢宛據出すること、
 - 六、反對決議文起草すると共に反對電報を商相、藏相、
陸海兩相、中井長官及び第二區選出代議士宛發送（一
月二十五日）すること
（決議文、電文別紙の通）
- 5、各工場の従業員大會
各工場毎に漸次従業員大會を開催するに至り、
一月二十七日には

- 第三運輸工場、鍼力第二薄板工場
一月二十八日には、
 - 第四運輸工場、第三製鋼工場、第二製鋼工場、職夫總代協
議會
一月二十九日には、
 - 第二大形工場、第一製銑課、第一薄板工場、鋼片工場、
第一製鋼工場
一月三十一日には、
 - 第一中板工場、販賣部、運輸課、職夫全体會議、堂山鑄物
工場、
等にして其の参加人員を通すれば約五千名に達し何れも反
對決議をなすと共に數名の上京委員を選出することになつ
た。
- 66、職工總代全員協議會